

○倉敷市環境審議会条例

平成11年3月26日

条例第1号

改正 令和3年12月22日条例第52号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、倉敷市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境の保全に関する基本的事項
- (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動その他の公害を防止するための具体的な対策に関する重要な事項
- (3) 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条に規定する生物多様性地域戦略その他の自然環境の保全及び回復に関する重要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全上必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

5 臨時委員の任期は、市長が別に定める。

6 委員（臨時委員を含む。第6条第3項を除き、以下同じ。）は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

7 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議の事案に係る者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に生物多様性部会（以下この条において「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員は、審議会の委員の中から会長が指名する。
- 3 部会の委員は、15人以内とする。
- 4 部会長及び副部会長並びに部会の会議については、前2条の規定を準用する。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議の経過及び結果を会長に報告する。
- 6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年6月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 倉敷市公害対策審議会条例（昭和42年倉敷市条例第94号）は、廃止する。

(会議の招集の特例)

- 3 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例

第２３号）の一部を次のように改正する。

別表中「

公害対策審議会	委員	日額 ８，７００円	同上
	専門委員	日額 ８，７００円	同上
自然環境保全審議会	委員	日額 ７，１００円	同上
	臨時委員	日額 ７，１００円	同上

」を「

環境審議会委員	日額 ７，１００円	同上
---------	-----------	----

」に改める。

５ 倉敷市自然環境保全条例（昭和４９年倉敷市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第１章 総則（第１条―第７条）

第２章 自然環境の回復（第８条―第１１条）

第３章 自然環境の保全（第１２条―第３０条）

第４章 自然保護監視員（第３１条）

第５章 罰則（第３２条―第３５条）

附則

第８条第１項中「倉敷市自然環境保全審議会」を「倉敷市環境審議会」に改め、同条第２項第３号中「その他」を「前２号に掲げるもののほか、」に改める。

第１２条第１項中「倉敷市自然環境保全審議会」を「倉敷市環境審議会」に改める。

第１３条第１項中「の各号」を削り、同条第２項中「及び第２２条第１項に規定する原生自然環境保全地域及び」を「に規定する原生自然環境保全地域及び同法第２２条第１項に規定する」に、「及び第８条第１項に規定する県自然環境保全地域及び環境緑地保護地域」を「に規定する岡山県自然環境保全地域及び同条例第８条第１項に規定する環境緑地保護地域等」に改め、同条第３項中「倉敷市自然環境保全審議会」を「倉敷市環境審議会」に改める。

第４章の章名中「自然環境保全審議会及び」を削る。

第３１条を削り、第３２条を第３１条とし、第３３条から第３６条までを１条ずつ繰り上げる。

附 則（令和 3 年 1 2 月 2 2 日条例第 5 2 号）

（施行期日）

1 この条例は，令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（関係条例の廃止）

2 倉敷市生物多様性審議会条例（平成 2 9 年倉敷市条例第 2 5 号）は，廃止する。

（関係条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 4 2 年倉敷市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

環境審議会委員	日額 7，1 0 0 円	同上
---------	--------------	----

」を「

環境審議会	委員	日額 7，1 0 0 円	同上
	臨時委員	日額 7，1 0 0 円	同上

」に改め，生物多様性審議会委員の項を削る。